

函館市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市における動物愛護管理事業を推進する目的で、市内における地域猫活動を支援するため、補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 特定の飼い主のいない猫であって、地域住民の認知と合意のもとでその地域において適正に管理されている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 飼い主のいない猫が増えることによって生じる地域の問題を解決するため、これらの猫へ不妊手術または去勢手術（以下「不妊去勢手術」という。）等の繁殖制限を行ったうえで、元の生息場所に戻し、給餌、給水、排泄物の処理および周辺の掃除等を適切に行って、地域猫として適正に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 市内において地域猫活動を行う団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるすべての要件（以下「登録要件」という。）を満たす地域猫活動団体（以下「団体」という。）であって、次条第2項の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。

- (1) 非営利かつ通年で活動する団体であること。
- (2) 地域猫活動を行う地区（以下「活動地区」という。）に居住し、かつ、同一世帯でない2人以上の者で構成されていること。

(団体の登録)

第4条 補助対象者として登録を受けようとする団体は、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、前年度から引き

手続き登録を受けようとする場合であって、第2号から第5号までに定める書類のうち前年度に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の提出を省略することができる。

(1) 地域猫活動団体登録申請書（別記第1号様式）

(2) 活動場所の地図

(3) 地域猫管理一覧表

(4) 誓約書（別記第2号様式）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めるときは登録を行い、その旨を申請者に通知するものとする。この場合において、登録の有効期間は登録した日から当該年度の3月31日までとする。

3 登録団体は、団体を解散したとき、または登録事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

4 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 活動が地域猫活動に該当しないとき。

(2) 登録要件を満たしていないとき。

(3) 登録事項の内容が実態と著しく異なるものであるとき。

(4) その他市長が不適當と認めたとき。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、登録団体が行う地域猫活動において、登録の有効期間中に不妊去勢手術（手術済みであることがわかるように耳先の一部を切除する施術を含む。）を実施する事業とする。

（補助対象経費）

第6条 補助の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるものとする。ただし、地域猫とする目的で行う場合に限る。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2に定める基準額の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする登録団体は、補助金等交付申請書（共通第1号様式）に、次の各号に定める関係書類を添えて、四半期ごとに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（別記第4号様式）
- (2) 獣医師が発行する領収書等またはその写し
- (3) 不妊去勢手術を行った地域猫の手術前および手術後の写真
- (4) 地域猫管理一覧表
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第17条の規定による実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めるときは補助金の交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書（共通第6号様式）により通知するものとする。

2 規則第18条の規定による補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業の目的を達成するため、登録団体は次の各号に定める条件に従い、補助事業を行わなければならない。

- (1) 関係法令および条例等を遵守すること。
- (2) 誓約書の内容を遵守すること。
- (3) 市の事業方針を理解するとともに他団体等の活動を尊重すること。
- (4) その他市長が求める要請（動物の愛護および管理に関するものに限る。）に協力できること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別表1（第6条関係）

不妊手術費	不妊手術（獣医師が雌猫に対して行う卵巣または卵巣と子宮を摘出する手術）に要する費用
去勢手術費	去勢手術（獣医師が雄猫に対して行う精巣を摘出する手術）に要する費用

※ただし、手術済みであることがわかるように耳先の一部を切除する施術を併せて行う場合の費用を含む。

別表2（第7条関係）

基準額	雌猫1頭につき、不妊手術費と20千円を比較して少ない方の額
	雄猫1頭につき、去勢手術費と12千円を比較して少ない方の額

別記第1号様式（第4条関係）

地域猫活動団体登録申請書

年　月　日

函館市長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先

次のとおり函館市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第4条第1項の規定により地域猫活動団体の登録を申請します。

1 団体名			
2 活動開始年月			
3 活動地区	※活動場所の地図(給餌および排泄場所などを図示したもの)を添付すること。		
4 構成員	人(○印は責任者) ※足りないときは別紙とすること。		
氏名	住所	連絡先	役割分担
○			
5 地域猫の数	頭(手術済み 頭) 手術予定 頭 ※地域猫管理一覧表を添付すること。		
6 協力動物病院	住所 名称		

別記第2号様式（第4条関係）

誓 約 書

年 月 日

団体名
代表者 住所
氏名

- 地域猫活動が単なるTNR活動とは異なることを十分理解し、活動を途中で放棄することなく、地域猫の適正な管理を継続して行います。
- 地域猫を適正に管理するルールを明確にするとともに、地域住民に対し活動の趣旨について十分な説明を行って相互理解と協力を求め、事前に合意を得るよう努めます。
- 一連の地域猫活動は、地域の実情に配慮した方法等により用意周到に行い、活動に伴うトラブルの未然防止に努めます。
- 不適切な給餌行為等と誤解されないよう、給餌・給水は、定時定点で行い、置き餌はせず、餌の回収を行うなどルールに基づいて適切に行います。
- 地域猫のトイレの場所を選定して、清掃をきちんと行うとともに、周辺における糞尿被害の把握と防止に努めます。
- 苦情やトラブルが生じた場合は、責任をもって対処し、当事者間で解決します。
- 地域猫活動団体として登録することについて、活動を行う全員が了承しています。
- 以上のすべてを十分に理解したうえで、登録を申請します。

別記第3号様式（第4条関係）

地域猫活動団体（解散・登録事項変更）届書

年　月　日

函館市長 様

団体名

代表者 住所

氏名

連絡先

次のとおり地域猫活動団体を（解散・登録事項を変更）したので、函館市地域猫不妊去勢手術費補助金交付要綱第4条第3項の規定により届け出ます。

1 登録年月日	年　　月　　日
2 変更事項	(変更前)
	(変更後)
3 (解散・変更)年月日	年　　月　　日

※変更事項に係る書類を添付すること。

別記第4号様式（第8条関係）

補助事業実績報告書（ 年度第 四半期）

年 月 日

1 登録団体名

2 登録年月日 年 月 日

3 活動地区および地域猫（ 年 月 日現在）

活動地区	
地域猫頭数	頭（雌 頭、雄 頭）
うち手術済頭数	頭（雌 頭、雄 頭）
手術実施頭数 (第 四半期)	頭（雌 頭、雄 頭）

4 補助対象経費（第 四半期分）

番号	手術実施日 年 月 日	性別	手術区分	手術費用	基準額
				円	円
合計				円	円

※行が足りない場合は追加すること。

5 補助金の額（第 四半期分） 金 円

基準額の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。）